

発議案第1号

幼児教育・保育無償化に係る国庫負担の拡充等を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月14日

鎌ヶ谷市議会教育福祉常任委員会

委員長 芝田裕美

副委員長 矢崎 悟

委員 佐竹知之

小易和彦

泉川洋二

宗川洋一

針貝和幸

大野幸一

提案理由

幼児教育・保育無償化の実施は、保護者の負担軽減、少子高齢化、人口減少の急速な進行に対応するための有効な方策であるが、地方に負担を求めることは困難な状況にあるため、国庫負担の拡充を要望するものです。

## 幼児教育・保育無償化に係る国庫負担の拡充等を求める意見書

国においては、平成31年10月1日から幼児教育・保育無償化の実施を予定していますが、無償化は保護者の負担軽減につながるとともに、少子高齢化や人口減少の急速な進行に対応するための有効な方策のひとつであることは理解できるところです。

この無償化を協議するために、平成30年12月10日に実施された、全国市長会の理事・評議員合同会議において、国から示された幼児教育無償化の方針では、無償化に係る地方負担の地方交付税措置や、新制度に未移行の私立幼稚園の市町村の負担割合を3分の2から4分の1に引き下げることとなりました。

この無償化に要する財源は約8千億円とされていますが、制度開始2年目以降は毎年度、市町村に3千億円の負担が求められることとなります。

現在、地方においては少子高齢化などに伴い、社会保障費の増加が続く一方、施策を支える市税などの収入は、その伸びを期待することが、ますます困難になりつつあります。

国においては、こうした地方の実情に鑑み、以下の方策を講じられるように要望します。

- 1 幼児教育・保育の無償化にあたって必要となる財源については、今後も地方と協議を続け、全額国の責任において確保すること。
- 2 幼児教育・保育無償化にあたっては、認可外保育施設の保育の質を確保するような施策を講じること。
- 3 公立保育園の幼児教育・保育無償化に伴う保育料の減収額は、確実に地方交付税により補填すること。
- 4 新制度未移行の私立幼稚園については、園児の確保が少子化により厳しい状況にあることから、十分な支援を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月14日

千葉県鎌ヶ谷市議会

### 提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
総務大臣 石田 真敏 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
文部科学大臣 柴山 昌彦 様  
厚生労働大臣 根本 匠 様  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
宮腰 光寛 様